

仕様書

1 件名

令和7年度がん検診電磁記録化等業務委託

2 履行期間

令和7年6月10日～令和8年3月31日

3 業務概要

業務については、次の（１）～（９）の順序で次のとおり行うこと。

（１） 検診票の回収

受注者は、毎月指定された期日に、がん検診一次検診票を市から回収する。

※ 医療機関ごとの検診票枚数・内訳が記載された書式（以下「がん検診一次検診票枚数表」という）もがん検診一次検診票と併せて引き渡しを行う。

（２） 検診票の確認と仕分け

受注者は、がん検診一次検診票枚数表と、回収した検診票の件数・内訳に相違がないかを確認し、相違があった場合には、市に対し報告を行う。

検診票は「がん種別」「医療機関別」に仕分けを行い、市提示「がん検診一次検診票枚数表」の医療機関順に並び替え、各がん種別・医療機関別の表紙（受取月・医療機関名・医療機関コード・枚数を記載）を付ける。

（３） がん検診一次検診票の附番

受注者は、がん検診一次検診票の指定箇所へ、がん検診一次検診票の仕分けごとに検診票番号の附番を行う。

（４） 検診票の精査

受注者は、がん検診一次検診票の精査及び不備への対応を行う。精査及び疑義照会の結果として、検診票の内容を修正する場合には、その修正箇所がわかるよう、がん検診一次検診票の原票に記入することとする。また、修正を行った箇所については、指定の様式により市に報告するものとする。

ア がん検診一次検診票の精査の内容は、契約期間内に追加及び内容を変更する場合がある。

イ 精査の方法で疑義事項が生じた場合は、市担当者へ対応方法を確認すること。

ウ がん検診一次検診票の各項目のエラーチェックを行うものとし、記載不備及び空欄等があった場合は、検診実施医療機関に内容照会及び必要に応じ修正を行うものとする。なお、内容照会等を行う際には、原則として電話で行う。また、その際には医療機関の診療

の妨げとならないよう配慮する。

エ 修正箇所の報告については、(3)で附番する検診票番号等で該当するがん検診一次検診票の判別ができるようにした上で、エラー内容、修正内容、内容照会記録を記載するものとする。なお、詳細については別途指示する。

オ 医療機関への電話での内容照会は、1件ごとにその内容が把握できるよう記録し、市が求める場合にはすみやかに記録したデータを提出すること。

(5) がん検診一次検診票のデータ化

受注者は、がん検診一次検診票と市から提供する対象者情報確認用データから、市が提供するパンチデータ作成仕様書のとおりシステム取込み用のデータを作成する。データの inputs は、がん検診一次検診票の原票から行い、エントリー（通常入力）及びベリファイ（照合入力）の2回以上を原則とする。なお、市が提供を求めた場合には、2回以上入力したことを明らかにすることのできるデータ等をすみやかに提出すること。なお、OCR（光学式文字読取装置）やがん検診一次検診票を画像化したものからのデータ作成は原則として認めない。

※ パンチデータ作成仕様書は、契約期間内に追加及び内容を変更する場合がある。

(6) データのチェック

受注者は、(5)で作成したデータのチェックを行う。検診票に記載の「氏名・性別・生年月日」から、市から提供する対象者情報確認用データ内の「宛名番号」を紐づけ、対象者情報確認用データとのマッチングチェックを行う。検診票と確認用データでアンマッチが出た場合（確認用データ内に該当者がいない）、都度市担当者に対象者であるか確認を行い、正しい宛名番号を納品データへ反映する。その他エラーの仕様については、常識的な論理チェック（起こりえない日付、検診種別に対する性別・年齢の整合性等）や各検診種別の項目不足によるものとする。エラーが検出された場合には、必要な修正を行い、検診票に結果を補筆し（別紙1）、指定の様式により市に報告するものとする。

ア エラーの仕様の詳細については、契約後に調整のうえ決定するものとし、市が必要と認めた場合には、決定後についても必要に応じて適宜変更するものとする。

イ この段階で発生したエラーを修正した場合には、原則として、一次検診票原票への補記を行うこと。

ウ 修正箇所の報告については、(3)で附番する検診票番号、医療機関名、氏名、生年月日等で該当するがん検診一次検診票の判別ができるようにした上で、エラー内容、修正内容、内容照会記録を記載するものとする。なお、詳細については別途指示する。

エ 受注者は納品データについて、上記のエラーがない（またはエラーがあることを市が了承している）状態であることを確認の上、納品すること。納品後、上記エラーが確認された場合には、市が指示するとおりにデータ修正を行い、エラー確認の翌日から2日以内に再納品すること。

オ 修正の方法で疑義事項が生じた場合は、市担当者へ対応方法を確認すること。

(7) データ及び報告書の納品

受注者は、作成したデータ、件数表（市提示「がん検診一次検診票枚数表」との差異が発生した場合も分かるよう記載したもの）、エラー報告書（別紙2・3）を市が指定する一次検診票回収後20～30日の期日までに、上記の（1）～（6）を完了した状態で市へ納品するものとする。データは市が指定する情報媒体（CD-R等で1部）にパスワードを設定し、保存する。

※ 作成したデータについては、市へ納品後、納品日から2か月間保存した上で破棄するものとする。また、破損等により納品データが読み取れない場合には、保持しているデータを市へ再納品することとする。

(8) 一次検診票の返却

受注者は、市から回収した一次検診票を検診種別にひも綴じし、（7）の納品と併せて、（1）～（6）を完了した状態で返却する。

(9) 納品データ及び検診票の確認、修正

市は納品データ等の内容を確認し、データ等に不備等が発見された場合、受注者は市と協議のうえ、データの修正等を行う。

4 提供物

業務を遂行するにあたり、次のものを市から受注者に提供する。

(1) パンチデータ作成仕様書

(2) 対象者情報確認用データ（対象者の宛名番号、カナ氏名、生年月日、性別、住所のデータ。CSV形式。）

(3) その他、業務を遂行するにあたり、市が必要と認めたもの

5 回収日及び納品の期日

検診票の回収及び納品の具体的な期日については、別に調整することとする。受注者は、市が指定する回収日、納品日を厳守しなければならない。ただし、期日を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市及び受注者双方同意のうえ変更することができるものとする。

6 検診票の予定総件数

検診項目	予定件数
肺がん検診	2,600 件
大腸がん検診	2,300 件
子宮頸がん検診	1,250 件
乳がん検診	550 件
胃がんリスク検診	300 件

7 一次検診票の回収及び納品方法

受注者は、一次検診票の回収及び納品の際は、原則として自ら行うものとし、次の条件を

満たすこと。

- (1) 四輪自動車で運搬を行うこと。
- (2) 運搬車両には、車両火災に対応した消火の備えを行うこと。
- (3) 落下等による衝撃を軽減でき、透過性のないジュラルミンケースで検診票の運搬を行うこと。また、ジュラルミンケースには施錠して運搬を行うこと。

8 支払い

各月の納品後、市が納品物の確認を行い、業務が適正に履行されたと判断した後に、各月の一次検診票の処理枚数及び運搬日数に契約書で定めた各がん検診及び運搬費の単価を乗じて得た額を支払うものとする。

9 その他

受注者は次の(1)および(2)に該当していること。

- (1) ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム) 適合性評価制度における認証登録がされていること。
- (2) JIS Q 15001 (プライバシーマーク) に適合し、プライバシーマークを付与されていること。